

28教総情要第117号の2
平成29年2月15日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・
東京「君が代」裁判原告団 殿

東京都教育庁総務部教育情報課長
矢野 克典

要請書に対する回答について

貴団体から平成29年1月25日付けで提出された要請書につきまして、別紙のとおり
回答いたします。

1 東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10・23通達」を撤回すること。

(回答)

これまでに出示された裁判所の判断において、東京都教育委員会が平成15年10月23日付で発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

2 同通達に基づく一切の懲戒処分・嚴重注意等を取り消すこと。

(回答：下線部について)

嚴重注意の取り消しは考えていません。

(所管：指導部指導企画課)

5 同通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。

(回答)

平成23年5月30日、最高裁判所は、東京都教育委員会が平成15年10月23日付で発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法19条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されており、平成25年9月6日の判決も同様の判断でした。

このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。

(所管：指導部指導企画課)

7 同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

(回答)

懲戒処分の原因となった服務事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、服務事故再発防止研修を実施します。

(所管：人事部職員課)

- 8 卒・入学式等での「君が代」斉唱時に生徒の起立を強制し、内心の自由を侵害する「3・13通達」(2006年)を撤回すること。卒業式、入学式で生徒に内心の自由を告知するなどの各学校の創意工夫に介入しないこと。

(回答)

平成18年3月13日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について(通達)」は、平成15年10月23日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」及び平成16年3月11日付「入学式・卒業式の適正な実施について(通知)」の趣旨を、なお一層徹底するとともに、校長が自らの権限と責任において、学習指導要領に基づき適正に児童・生徒を指導することを、教職員に徹底するよう通達したものです。本通達を撤回する考えはありません。

国旗及び国歌の指導については、学習指導要領に「入学式や卒業式においては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。」とあることに基づき、児童・生徒に国旗・国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てるよう適正に行っていきます。

(所管：指導部指導企画課)

- 9 「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」(平成24年1月24日)の都教委の「議決」を撤回すること。

(回答)

国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた職務命令が合憲であることは平成24年1月16日の最高裁判決でも改めて認められたところです。この判決を受け平成24年1月24日の臨時教育委員会において、「一人一人の教員が、教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教育者としての責務を認識し、学習指導要領に基づき、各学校の入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱が適正に実施されるよう、万全を期していく」ことを委員総意の下に確認し、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」が議決されました。本議決を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

- 2 同通達に基づく一切の懲戒処分・嚴重注意等を取り消すこと。
- 3 最高裁判決（2012年1月、2013年9月）及び東京高裁判決（2015年12月4日）に従い、10.23通達に基づく全ての減給・停職処分を即時取り消すこと。
- 4 2013年12月及び2015年3月～4月の現職教職員16名に対する戒告という再処分を撤回し、担当者に謝罪すること。
- 6 卒業式、入学式で同通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと。
- 10 最高裁判決に従い、「紛争を解決する」ための具体的改善策を策定すること。

（回答：上記2、3、4、6及び10について（※2については下線部分のみ））

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

また、懲戒処分の取消しは、考えておりません。

なお、判決が確定した事案については、当該各事案に係る判決の内容に応じて、必要な対応を行っています。

（所管：人事部職員課）

- 10 最高裁判決に従い、「紛争を解決する」ための具体的改善策を策定すること。

（回答）

最高裁判決に、本件の紛争の特性に鑑みて付言された補足意見があったことは承知しています。平成24年1月24日の臨時教育委員会で、委員総意の下、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」が議決されたことを踏まえ、今後も、学習指導要領に基づき、入学式・卒業式等の適正な実施を目指して、学校を指導していきます。

（所管：指導部指導企画課）

- 11 都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。

（回答）

そのような考えはありません。

なお、団体からの要請等については、総務部教育情報課を通じて御意見等をお聞きするとともに、必要に応じて回答をしているところです。

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)

12 本要請書を教育委員会で配付し、慎重に検討し、議論し、回答すること。

(回答)

平成24年1月16日に出された最高裁判所の判決を受け、平成24年1月24日の臨時教育委員会で、委員総意の下、「入学式及び卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」が議決されました。平成25年9月6日に出された最高裁判所の判決についても、10.23通達に基づく職務命令が憲法19条に違反するものではないと、改めて示されています。

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での議論は行いません。

(所管：指導部指導企画課)

(回答)

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での議論は行いません。

(所管：人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)

追加 秋山委員の就任時に事務局から事業説明を行ったということであれば、そのメンバーと内容を示してほしい。国旗・国歌に関する一連の事項（判決内容など）について説明はしているのか。

(回答)

別紙のとおりになります。

(所管：総務部教育政策課)

東京都教育庁所管事業等の説明について

- 1 日時 ①平成28年10月13日(木) 14時45分から17時まで
②平成28年10月20日(木) 9時30分から12時まで
- 2 場所 都庁第一本庁舎 北側 37階 教育委員会室
- 3 出席者等 各部長、担当部長及び関係課長等随行者
(立会い) 教育政策担当部長【進行】・教育政策課長
- 4 説明順

①10月13日(木) 14時45分～

担当部	時間	説明者等	説明事項
	14:45	各部長・担当部長御挨拶(教育委員会室)	(進行:人事係)
		各部長・担当部長御挨拶終了後、設営(政策担当)	
総務部	14:45	安部 教育政策担当部長	①教育庁組織と事務分掌(平成28年4月1日現在) ②平成28年度教育庁所管事業予算・職員定数等について ③東京都教育ビジョン(第3次・一部改定)について ④オリンピック・パラリンピック教育について(指導部と合同説明) ⑤不登校・中途退学対策について ⑥チーム学校について ⑦東京都教育委員について
	15:45 ～ 15:55	(休憩)	
人事部	15:55	江藤 人事部長 鈴木 人事企画担当部長	①東京都教員の採用選考・任用・人事考課について ②教員に対する懲戒処分等について
福利厚生部	16:30	太田 福利厚生部長	①教職員のメンタルヘルス対策について
	16:45	終了	

②10月20日(木) 9時30分～

都立学校教育部	9:30	初宿 都立学校教育部長 増田 教育改革推進担当部長 浅野 特別支援教育推進担当部長	①都立学校一覧について ②公私連絡協議会について ③都立高校入学者選抜について ④都立高校改革について ⑤特別支援教育について
地域教育支援部	10:20	粉川 地域教育支援部長	①公立小・中学校の学級編制について ②公立小・中学校の教育環境の整備・充実について ③都立学校「自立支援チーム」派遣事業について
	10:45 ～ 10:55	(休憩)	
指導部	10:55	出張 指導部長 宇田 指導推進担当部長	①学力向上施策(小・中・高) ②体力向上施策の推進 ③児童・生徒の健全育成上の課題解決への取組 ④グローバル人材の育成
	11:45	終了	